



# 鳥取県公報

平成 29 年 2 月 17 日 (金)  
第 8 8 7 5 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (90) (東部振興課) . . . . . 2
	生活保護法による医療機関の指定 (91) (福祉監査指導課) . . . . . 2
	生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (92) (〃) . . . . . 2
	生活保護法による施術者の指定 (93) (〃) . . . . . 2
	土地改良区の解散 (94) (農地・水保全課) . . . . . 3
	都市計画の決定 (2 件) (95・96) (技術企画課) . . . . . 3
	都市計画の変更 (3 件) (97～99) (〃) . . . . . 4

# 告 示

## 鳥取県告示第90号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成29年4月8日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成29年2月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 申請のあった年月日  
平成29年2月8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人陽和会
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
石上 歩
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
鳥取市桜谷4-28
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的  
この法人は、高齢者に対して、社会福祉に関する事業を行い、地域社会貢献に寄与することを目的とする。

## 鳥取県告示第91号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年2月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称 (氏 名)	所 在 地 (住 所)	指 定 年 月 日
大津医院	倉吉市福吉町1404-3	平成29年1月1日

## 鳥取県告示第92号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年2月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称 (氏 名)	所 在 地 (住 所)	廃 止 年 月 日
大津医院	倉吉市福吉町1389-5	平成29年1月1日

## 鳥取県告示第93号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、施術者を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年2月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

施術者

氏 名	住 所	指定年月日
田中 康正	鳥取市気高町北浜一丁目71-5	平成28年12月26日

#### 鳥取県告示第94号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により、千代水土地改良区が解散したので、同条第3項の規定により告示する。

平成29年2月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県告示第95号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成29年2月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 都市計画の種類及び名称

大栄都市計画道路1・4・1号北条大栄線

2 都市計画を定める土地の区域

北栄町東園、西園、由良宿、妻波及び大谷

3 縦覧場所

鳥取県県土整備部技術企画課（鳥取市東町一丁目220）及び北栄町地域整備課（北栄町土下112）

#### 鳥取県告示第96号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成29年2月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 都市計画の種類及び名称

北条都市計画道路1・4・1号北条大栄線

北条都市計画道路1・4・2号和田北条線

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 北条都市計画道路1・4・1号北条大栄線

北栄町江北、国坂、田井、弓原、下神及び松神

(2) 北条都市計画道路1・4・2号和田北条線

北栄町米里、島、曲、北尾、下神、田井及び弓原

3 縦覧場所

鳥取県県土整備部技術企画課（鳥取市東町一丁目220）及び北栄町地域整備課（北栄町土下112）

**鳥取県告示第97号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成29年2月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称  
倉吉都市計画道路1・4・1号和田北条線
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
倉吉市和田、寺谷及び北栄町米里
- 3 縦覧場所  
鳥取県県土整備部技術企画課（鳥取市東町一丁目220）及び倉吉市管理計画課（倉吉市葵町722）

**鳥取県告示第98号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成29年2月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称  
羽合都市計画道路1・3・1号羽合泊線  
羽合都市計画道路3・5・2号長瀬久留線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
  - (1) 羽合都市計画道路1・3・1号羽合泊線  
湯梨浜町はわい長瀬及び大字久留
  - (2) 羽合都市計画道路3・5・2号長瀬久留線  
湯梨浜町はわい長瀬及び大字久留
- 3 縦覧場所  
鳥取県県土整備部技術企画課（鳥取市東町一丁目220）及び湯梨浜町建設水道課（湯梨浜町大字久留19-1）

**鳥取県告示第99号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成29年2月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称  
琴浦都市計画道路1・3・1号東伯淀江線
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
琴浦町大字槻下
- 3 縦覧場所  
鳥取県県土整備部技術企画課（鳥取市東町一丁目220）及び琴浦町建設課（琴浦町大字赤碕1140-1）